家庭用生ごみ処理機器等
購入費の一部を補助します

～八王子市生ごみ処理機器等購入費補助金制度のお知らせ～

市では生ごみを自家処理する目的で生ごみ減量化処理機器等を購入された方に補助金を交付しています。処理機器等にはコンポスター・ダンボールコンポストセット・電気式処理機などさまざまなものがあり、日常の生活にあった機種を選ぶことができます。

近年は家庭菜園やガーデニングなどで利用するために購入される方が増えてきています。ぜひご利用ください。なお、申請方法は以下のとおりです。

● 対象となる方は･･･

八王子市にお住まいの方で処理機器等を購入し、自宅に設置して継続的に使用できる方が対象です。

● 対象となる処理機器は･･･

コンポスター・ダンボールコンポストセット・密閉式堆肥化容器・電気式処理機・発酵促進剤が対象です。販売店・メーカー・機種は問いません。

ただし、生ごみに破砕等の処理をし、その破砕された生ごみや処理水を直接排水管に流すものは対象外となります。

＜コンポスター＞

畑や庭など土の上で使用します。土中にいる微生物の働きで生ごみを発酵・分解し、堆肥として利用するタイプです。生ごみを投入して取り出すまでの処理時間はさまざまで、数か月にわたって完熟させていきます。
価格は３，０００円～１０，０００円位です。

＜ダンボールコンポストセット＞

コンポスターと異なり、ベランダ等で使用することができます。もみ殻や、ココピート等の基材を使用することで微生物の働きを促し、生ごみを発酵・分解します。分解したものは堆肥として利用することができます。生ごみを投入して取り出すまで、３か月～４か月ほどかかります。価格は2,000円～6,000円位で、年度毎に４基まで補助金を交付することができます。

＜密閉式堆肥化容器＞

バケツ状の容器に生ごみと発酵促進剤（EM菌）などを入れます。容器が一杯になったら、１～２週間放置し熟成させます。
価格は３，０００円～７，０００円位です。

＜電気式処理機＞

家電メーカーなどがさまざまな製品を出しています。乾燥式とバイオ式があり、これらは他の機器に比べて手間がかからないようです。
価格はいずれも３０，０００円～８０，０００円位が中心です。また、電気代などランニングコストが必要となります。

＜発酵促進剤＞

生ごみの発酵を促進させるもの全般を指します。「生ごみ減量化処理機器の購入前後１か月以内に購入したもの」または「ダンボールコンポスト専用のもの」が対象となります。価格は内容量に大きく左右され100円～2,000円位です。

● 補助金額は･･･

購入金額（付属品一式を含む）の２分の１で限度額は２０，０００円です。（送料・振込手数料除く）

※生ごみ減量処理機器（ダンボールコンポストセットを除く）の補助金申請は年度ごとに１基までです。

（製品の性質上、２基で一つの処理作業を行うものと認められるときは２基まで）

※発酵促進剤の補助金申請について

「生ごみ減量化処理機器の購入前後１か月以内に購入したもの」は年度ごとに１回まで、限度額は年度ごとに合計2,000円です（購入金額の２分の１）。

ダンボールコンポスト（セット・基材）の補助は、購入金額の４分の３です。（送料・振込手数料除く）

※ダンボールコンポストセットは年度ごとに４基まで、限度額は年度ごとに10,000円です。

※基材（ダンボールコンポスト専用）の限度額は年度ごとに4,000円です。

※上記補助の内容は、平成27年9月１日現在のものです。補助の内容については、今後変更となる場合があります。
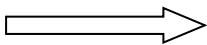
※ダンボールコンポストのやり方やコツをお伝えする講習会を不定期で開催しています。
開催日時等については広報はちおうじやホームページ等でお知らせいたしますので、ご興味がある方は是非ご参加ください。
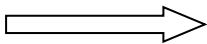
● 補助申請の手続きは･･･

①販売店で処理機器を購入 ⇨ 購入者の名前・処理機器等の名称・購入年月日・購入金額・販売店名が明記された領収書を忘れずにもらってください。

※インターネットや通信販売で購入されたものでも、同様のものが必要です。

②申請手続き

窓口での申請手続き ⇨ 領収書（原本）、メーカーの保証書または取扱説明書のコピー、印鑑、振込口座のわかるものを用意して、市役所本庁舎２階のごみ減量対策課で申請手続きをしてください。

郵送での申請手続き ⇨ 必要事項の記入された申請書・請求書、領収書（原本）、メーカーの保証書または取扱説明書のコピーを、ごみ減量対策課まで郵送していただくようお願いします。

※発酵促進剤については、保証書又は取扱説明書のコピーは不要です。

③指定口座に補助金が入金 ⇨ 申請手続き後、指定された口座に補助金が振り込まれます。（振り込みまでには日数がかかります。）

※購入日より１年を経過した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

● 問い合わせ・郵送先

〒192-8501
八王子市元本郷町３－２４－１
市役所本庁舎２階　資源循環部ごみ減量対策課
電話　042－620－7256

この補助事業は、予算の範囲内で行います（先着順）。場合によっては補助金の交付ができなくなることがありますのでご了承願います。